

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催競技会場設計等業務委託事業選定に係る公募型プロポーザル審査会設置要領

### (設置)

第1条 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する第82回国民スポーツ大会正式競技(バレーボール競技・ウエイトリフティング競技)及び競技別リハーサル大会の競技会場設計等業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定することにより、当該業務の適正な執行を図るため、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催競技会場設計等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審査会は次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 提案者等の審査及び受託候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長、委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

2 委員長は、会務を総務し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

### (会議)

第5条 審査会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は可否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書の審査は、「実施要領 9～12」により審査するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行し、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別 表1

審査会委員名簿

委員長	実行委員会競技式典専門委員会委員長の職にある者
副委員長	実行委員会競技式典専門委員会委員の職にある者 (開催競技団体の代表者:長野県バレーボール協会加盟団体代表理事)
副委員長	実行委員会競技式典専門委員会委員の職にある者 (開催競技団体の代表者:長野県ウエイトリフティング協会事務局長)
委員	一般財団法人長野県バレーボール協会(団体が指名した者)
委員	長野県ウエイトリフティング協会(団体が指名した者)
委員	実行委員会事務局長の職にある者 (当該施設を所管する部の長:商工観光スポーツ部長)
委員	実行委員会事務局次長の職にある者 (当該施設を所管する課の長:スポーツ推進課長)